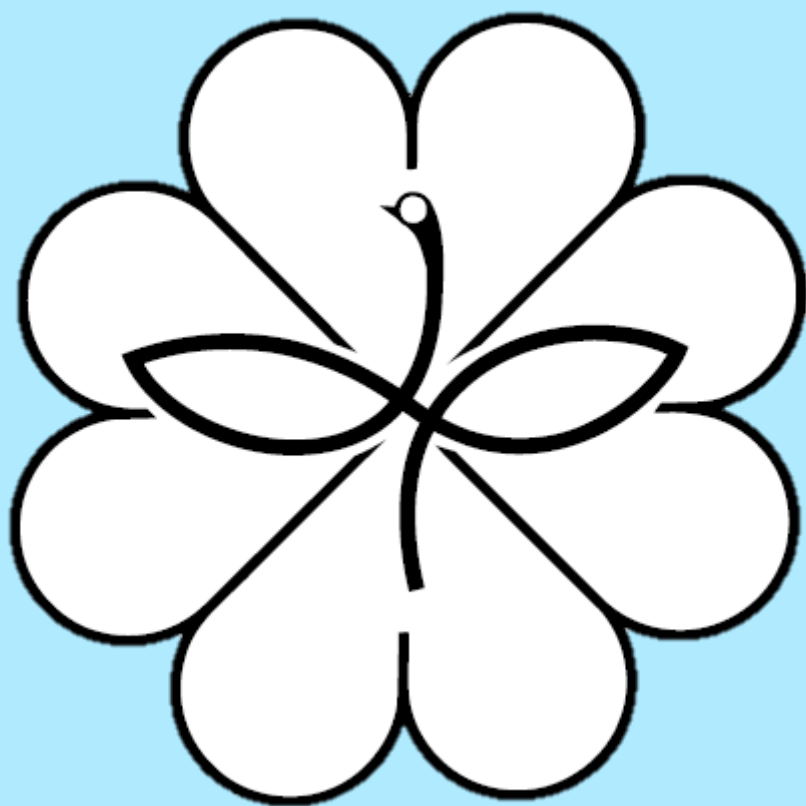


安芸太田町 民生委員児童委員協議会 活動マニュアル



令和7年4月
安芸太田町民生委員児童委員協議会

1. 安芸太田町民生委員児童委員協議会の概要

平成16年に旧加計町、筒賀村及び戸河内町の三町村の合併により、『安芸太田町民生委員児童委員協議会』が誕生しました。合併前の旧民生委員児童委員協議会単位に支部を設置し、民生委員児童委員42名、主任児童委員3名の定数45名で活動を展開しています。

民生委員児童委員（以下、「委員」と言います。）の活動は高齢者等の見守りや訪問活動等が中心です。学校等への訪問や福祉施設等への訪問を行い、情報収集にも努めています。また、安芸太田町社会福祉協議会（以下、「社協」と言います。）と連携し、「きずな通信」の配布やサロン活動への協力等も行っています。

【安芸太田町民生委員児童委員協議会組織】

安芸太田町民生委員児童委員協議会

- ・会長及び副会長は各支部の支部長から選出します。
- ・監事、女性代表は各支部の役員をもって充てます。
- ・年間事業計画に基づき事業を実施します。

〈役員〉

会長1名 副会長2名 監事3名 女性代表3名 主任児童委員代表1名
各部会部会長1名（相談生活部会、高齢者障がい者部会、児童部会）

部会活動

- ・部会毎に年間事業計画を立て、計画に基づき事業を実施します。
- ・委員はいずれかの部会に所属します。

相談生活部会

- ・くらしの総合相談所運営に協力
など

高齢者障がい者部会

- ・高齢者世帯の調査と福祉対策
など

児童部会

- ・各学校機関等との連携
など

加計支部（委員数21名）

〈役員〉

支部長1名
監事1名
女性代表1名
支部部会代表各1名

筒賀支部（委員数7名）

〈役員〉

支部長1名
監事1名
女性代表1名
支部部会代表各1名

戸河内支部（委員数17名）

〈役員〉

支部長1名
監事1名
女性代表1名
支部部会代表各1名

2. 安芸太田町民生委員児童委員の活動

1

相談

地域には、様々な悩みを抱えて困っている人たちがいます。委員は、そのような人たちの身近な相談相手となっています。

相談を受ける際には、相手の話に耳を傾けたり、相手の目を見たり、相づちを打ったりするなど、傾聴姿勢を意識するように努めています。



2

見守り

65歳以上の高齢者世帯（一人暮らしの高齢者世帯を含む。）、福祉に関わる世帯などを定期的に訪問しています。また、子どもたちの登下校時の見守りも、積極的に行っています。

地域住民の悩みごとを早めに発見することができるよう、日々の小さな見守りをコツコツと積み重ねています。



3

つなぎ

委員が受ける相談は、多岐にわたります。そのすべてを委員が解決することはできません。

委員は、多種多様な相談について、相談者が必要な支援を受けることができるよう、役場・社協・警察などの関係機関につないでいます。



活動記録

委員は、「相談」・「見守り」・「つなぎ」などの活動を行った際、専用の活動記録用紙にその内容を記録します。記録した内容は、安芸太田町から広島県を通じて、国に報告します。国は、活動記録内容を集計し公表するとともに、福祉施策の基礎資料として活用しています。

活動記録内容は、委員個人でも、活動の振り返りや今後の活動を検討する資料として活用することができます。



定例会（総会）



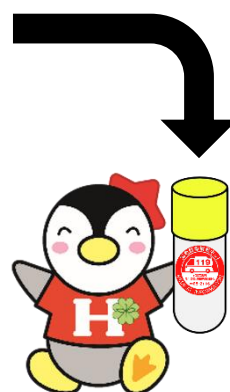
安芸太田町民生委員児童委員協議会では、概要に記載のとおり、旧町村単位で支部を設置しています。各支部においては月に1回、定例会を実施しており、委員間で情報共有を図っています。

また、年に1回、全体での総会を開催し、前年度の活動報告や、本年度の活動計画を立てています。

いのちのボタン

『いのちのボタン』とは、一人暮らしの高齢者などの人たちが、急病になった際の緊急時に、迅速な救急活動につなげるため、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を、『緊急連絡票』に記入して入れておく容器です。

いのちのボタンを設置することにより、緊急時に救急隊が発見し、大切な情報を医療機関へ的確に伝えることができます。

[illegible]



7 あんしん電話

安芸太田町では、『あんしん電話（緊急通報装置）』設置事業を実施しています。この事業は、あんしん電話を設置することにより、一人暮らしの高齢者などの人たちの日々の不安を解消するとともに、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることで、福祉の増進に資することを目的としています。

委員は、この事業に協力しており、利用対象者が利用申請を行う際、申請書に意見を記入したうえで、署名捺印しています。

(様式第1号) あんしん電話・緊急通報装置貸出申請書

年 月 日

安芸太田町 様

緊急通報装置の設置を希望するにあたり、次のことに同意した上で申請します。

・利用中もしくは撤去の際、機器の破損や故障等が判明した場合は、自己負担にて対応する必要があること。

・緊急時の対応に際し、必要に応じて関係機関等に連絡し、その結果はこれの報告とし、町方に報告を要しないこと。

・本事業を利用するにあたり、最終利用期限が利用者の世帯構成及び利用者の状態等に資する記録保存資料を閲覧すること。また、安芸太田町あんしん電話設置事業実施要綱に定められた責任が所在した場合は、これを適正に執行すること。

・町が必要と判断した場合は、消防や警察、民生委員、介護支援専門員、健康支援員等の関係機関へ登録されている情報を提供する場合があること。

利用者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日	性別	男・女	電話番号	備考
協力員1	氏名	山形安芸太田町大字	電話番号	備考	備考	備考	備考	備考
協力員2	氏名	山形安芸太田町大字	電話番号	備考	備考	備考	備考	備考
協力員3	氏名	山形安芸太田町大字	電話番号	備考	備考	備考	備考	備考

） 民生委員 ※

を承認します。 電話

も兼ねることとする。

緊急時の対応を行うことに同意する。



8 きずな通信

『きずな通信』とは、65歳以上の人で、一人暮らしなどの人を中心とした広報誌です。この広報誌は、社協が発行しています。

委員は、毎月の定例会の中で、きずな通信を預かり、対象者へ配布しています。



9 社会福祉制度

支 援	内 容	関係機関	電 話
高齢者介護支援	介護保険制度・あんしん電話利用申請	健康福祉課	25-0250
障がい者支援	障害者総合支援法等に基づくサービス	健康福祉課	25-0250
経済的困窮者支援	生活保護制度	健康福祉課	25-0250
経済的困窮者支援	生活福祉資金貸付制度	社協	32-2226
子ども・子育て支援	乳幼児健診 放課後児童クラブ・こども教室 乳幼児医療・子ども医療	健康福祉課 教育課 税務住民課	25-0250 22-1212 28-1960

※つなぐ際には、関係機関にご連絡ください。

3. 民生委員児童委員について

委員の立場

○非常勤の特別職の地方公務員

- ・社会奉仕の精神をもつ
- ・住民の立場に立って相談に応じる
- ・必要な援助を行う

○任期：3年間（再任可）

※任期途中で交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。

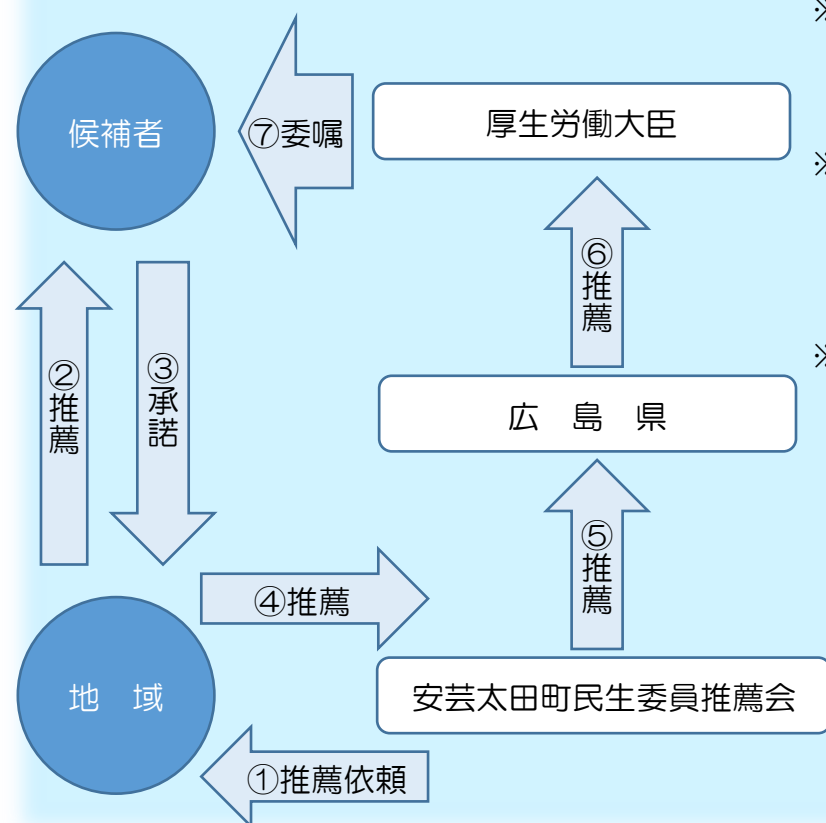
○給与：未支給

※ただし、安芸太田町では、活動費として約18万円（年額）を支給しています。
また、活動に要する旅費（費用弁償）も支給しています。

【参考条文】

- ・地方公務員法第3条第3項第2号
- ・民生委員法第1条、第10条

委員の選出



【委嘱】厚生労働大臣による

※左記①～⑦を経て、厚生労働大臣が委員を委嘱します。

【定数】45名（うち主任児童委員3名）

※厚生労働大臣の定める基準に従い、安芸太田町長の意見を聴いた上で、広島県知事が定数を定めます。

【年齢】原則75歳未満

※安芸太田町では、独自に年齢基準を設けています。ただし、やむを得ない場合は再任に限り、77歳までの方を委員として選出できることとしています。

【参考条文】

- ・民生委員法第4条、第5条、第6条



委員の職務

民生委員

児童委員（主任児童委員）

①住民の生活状態を必要に応じて適切に把握します。

②援助を必要とする方が、自身の有する能力で自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言やその他の援助を行います。

③援助を必要とする方が、福祉サービスを適切に利用するために、必要な情報の提供その他の援助を行います。

④社会福祉を目的とする事業を経営する方または社会福祉に関する活動を行う方と密接に連携し、その事業または活動を支援します。

⑤福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力します。

⑥住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

①児童及び妊産婦について、その生活および取り巻く環境の状況を適切に把握します。

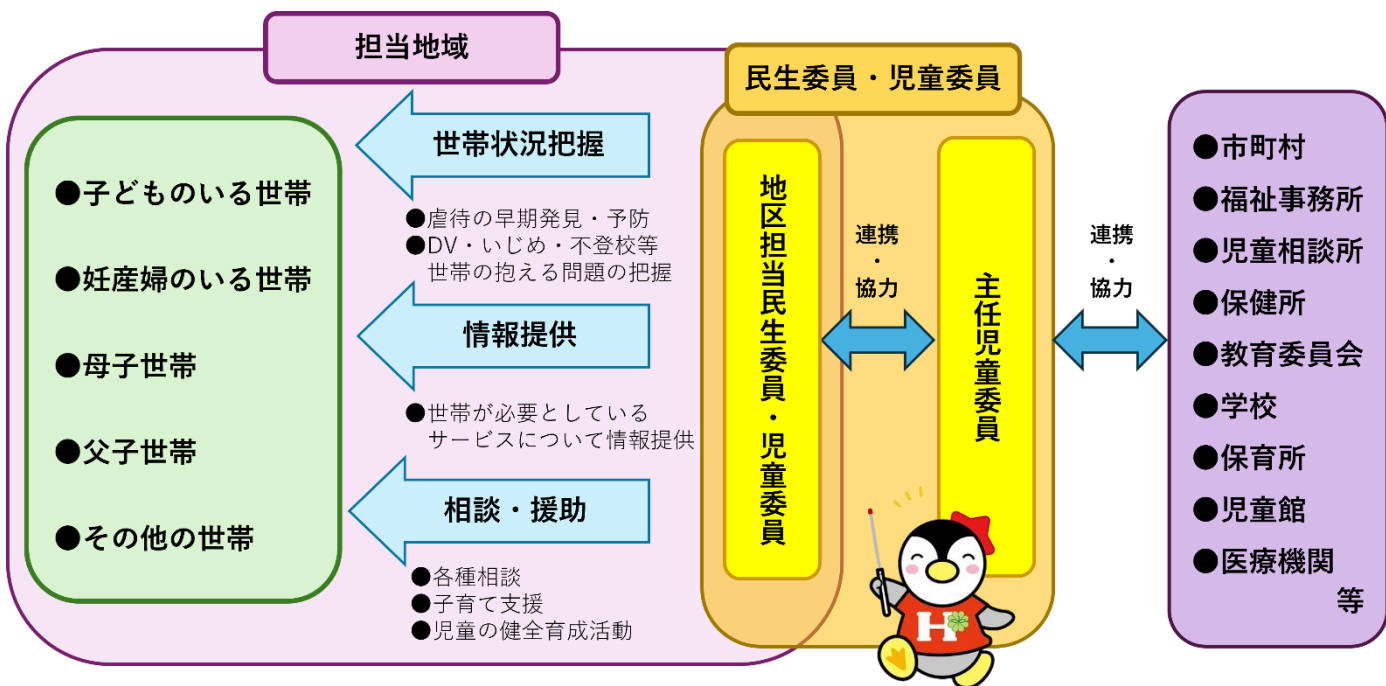
②児童及び妊産婦について、その保護・保健その他福祉に関するサービスを適切に利用するために、必要な情報の提供その他の援助及び指導を行います。

③児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する方または児童の健やかな育成に関する活動を行う方と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。

④児童福祉司または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力します。

⑤児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めます。

⑥児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行います。



※主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

【参考条文】

- ・民生委員法第14条
- ・児童福祉法第17条

委員の義務

- 人格を尊重すること
- 職務上知り得た秘密を守ること
- 人種・信条・性別・社会的身分・門地によって差別や優先的な取扱をしないこと
- 職務上の地位を政党または政治目的のために利用しないこと

【参考条文】

- ・ 民生委員法第15条、第16条



委員の組織

◆ 民生委員協議会

委員は区域ごとに、民生委員児童協議会を組織します。

安芸太田町民生委員児童委員協議会の組織は、概要に記載のとおりです。

◆ 民生委員児童委員協議会の任務

- ① 委員が担当する区域又は事項を定めます。
- ② 委員の職務に関する連絡及び調整をします。
- ③ 委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たります。
- ④ 必要な資料及び情報を集めます。
- ⑤ 委員の職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせます。
- ⑥ 委員が職務を遂行するに必要な事項を処理します。

など

【参考条文】

- ・ 民生委員法第20条、第24条

マスコットキャラクターの
「広島県版ミンジー」だよ！

お問い合わせ先

安芸太田町 地域協働課 地域振興係
(安芸太田町民生委員児童委員協議会 事務局)

〒731-3810

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784-1

TEL：0826-28-2116

FAX：0826-28-1622



民生委員児童委員信条

一、わたくしたちは隣人愛をもつて
社会福祉の増進に努めます

一、わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一、わたくしたちは誠意をもつてあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

児童憲章 前文

われらは、日本国憲法に精神にしたがい、

児童に対する正しい觀念を確立し、

すべての児童の幸福をはかるために、

この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。